

包括的核実験禁止条約（CTBT）

【概要】

- 宇宙空間、大気圏内、水中、地下を含むあらゆる空間における核兵器の実験的爆発及び他の核爆発の禁止
- 条約の趣旨及び目的を達成し、条約の規定の実施を確保する等のための包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)の設立
- 条約の遵守につき検証するための (1)国際監視制度 (IMS)、(2) 協議及び説明、(3)現地査察、及び (4) 信頼醸成措置から成る検証制度の設置

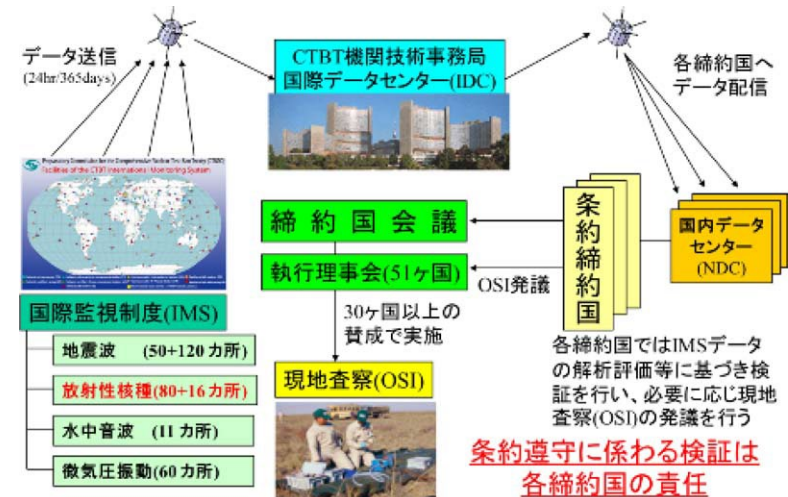
【現状】

- CTBTの発効には、発効要件国（核保有国を含む44ヶ国）全てによる条約の批准が必要であるが、米国、中国、エジプト、イラン、イスラエルは未批准。ロシアは2000年にCTBTを批准したが、2023年11月、米国が条約を未批准であり、米国と対等な立場になること等を理由にCTBTの批准撤回に関する法律を公布・発効させた。またインド、パキスタン、北朝鮮は未署名・未批准。したがって条約は未発効。
- 2025年5月現在、署名国は187か国（批准国は178か国） 未署名国は9か国

出典：<https://www.ctbto.org/our-mission/states-signatories>

【国際監視制度（IMS）】

- 世界337か所に設置された4種類の監視施設（地震学的監視施設、放射性核種監視施設、水中音波監視施設、微気圧振動監視施設）と、16の公認実験施設によりCTBTで禁止される核兵器の実験的爆発又は他の核爆発が実施されたか否かを監視する制度
- 上記の施設で得られた測定データは、ウィーンに設置されているCTBTO国際データセンター（IDC）に送信され、解析が実施される。観測データ及び解析結果はIDCデータベースで管理されると共に、要求のあった各国の国内データセンター（NDC）に毎日配信されている。これにより、NDC では独自にIMS観測データの解析・評価をすることが可能となっている（右図）。



CTBT国際検証体制の仕組み